

第27回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成29年5月25日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

上本哲司，大島廣靖，加藤靖，合田篤子，田近年則（委員長），角田雅彦，中川悦子，福村一，渡邊智美（五十音順，敬称略）

(2) オブザーバー

菅裁判官

(3) 事務担当者

長谷川首席家裁調査官，杉本次席家裁調査官，長谷川次席家裁調査官，早川首席書記官，村上事務局長，大場総務課長，武田課長補佐，福地庶務係長

4 意見交換のテーマ

婚姻費用・養育費の意義と履行確保について

5 進行

(1) 新任委員紹介

(2) 前回委員会等における意見交換についての報告

(3) 裁判所からの概要説明

(4) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換テーマ

障害者対応関係（仮）

(6) 次回開催日時

平成29年11月2日（木）午後1時30分

(別紙)

(発言者／◎委員長，○委員，●オブザーバー等)

1 婚姻費用，養育費の取り決めについて

○養育費支払期間の終期について，成人に達する日の属する月までとする場合が多いとのことであるが，現在は大学に進学する人が増えており，大学に進学するとなった際に，進学費用について改めて協議ができるか不安に思う方も多いと思われる。大学進学費用についても，あらかじめ調停で決めておくことが好ましいと考える。

○昨年の大学への進学率は58パーセント程度であり，進学率は年々高まってきていることから，今後は大学進学が標準になってくるとと思われる。成人年齢の引き下げが議論されていることや，子どもも経済的な担保があるかどうかによって，大学に進学するかどうかを考えるとということを踏まえると，養育費の支払期間は成人に達するまでとするのではなく，大学卒業時までとすることが望ましい。

○大学卒業時まで養育費を支払うとの取り決めをする場合，具体的にどのように終期を定めることになるのか。

●終期を大学卒業までと定める場合もあるが，時期が不明確となるので，具体的な年月を定める場合もある。

○終期を大学院卒業までと定めていたところ，中退，再入学をしたため支払期間が長期間となり，養育費支払免除の申立てがなされた事案があった。このような紛争を起こさないためにも，確定期限を定めることが多くなっている。

◎義務者が自営業者，中小企業のオーナー社長である場合や，何の応答もない場合には収入の認定が困難となるが，この点について意見を伺いたい。

○義務者に収入がなく，調停の呼出しにも応じないような場合，義務者の親から養育費の支払を受けることも考えられると調停委員から伺ったことがある。ただし，そのためには義務者の親からの孫への面会要求に応じなければならないことも考えられる

ので、子どもにとってどちらが望ましいかよく考えて決める必要があると感じた。

●義務者からの支払が見込めないからといって、直ちに義務者の親に養育費を負担させることはない。また、義務者の親と子ども（孫）を任意に面会させることは可能であるが、面会を養育費支払の条件とすることは相当ではない。

○自営業者は収入の算定が難しい上に、権利者である妻が会社の経営状態を把握していない例が多く、義務者である夫の主張に反論できないことが多い。夫婦が同居していた頃と比べて、夫の収入が著しく少なく主張されていて、収入を偽っているという妻の主張が認められた事例はあるのか。

●事案により異なるが、今後見込まれる収入を認定するに当たり、証拠上不審な点があれば、かつての収入で認定することもあり得る。

○妻が夫の収入を把握していない場合でも、家計については把握していることがあるので、家計状況から基礎収入を推測して認定するケースもある。

2 婚姻費用、養育費の履行確保について

○履行勧告にはどれほどの効果があるのか。

●担当者の感覚として、全部履行されるケースが4割強程度、一部履行されるケースが3割強程度であり、合計すると8割前後が履行されていることから、一定の効果はあると思われる。

◎履行勧告の手続はどのようになされるのか。

●履行勧告の申出は電話でなされることが多く、申出後は、担当調査官が申出の内容を確認し、疑問等があれば権利者に確認した上で、義務者に勧告書を送付して履行を勧告する。義務者には、養育費支払の有無や今後の支払計画等を回答書に記載して送付するよう求めており、義務者からの回答内容は、権利者に伝えている。

○女性相談支援センターにも相手方が自営業者や無職であり、婚姻費用や養育費の支払を受けることが困難であるという相談が多い。義務者の支払が滞る原因としては、

義務者の再婚や転職等，生活環境の変化が考えられるが，調停の際に，生活環境が変わった場合には減額調停をするという手段があるということは伝えているのか。

●当事者が気にしているようであれば伝えるが，全ての当事者に一律に説明することはしていない。

○支払額が減額されれば支払を続けるケースもあると思われる。細く長く支払を受けることが子どもにとっても利益となるので，義務者に対し，支払を長く続けていけるような説明，指導が必要である。また，面会交流を養育費の支払の条件と思い込んでいる権利者もいると思われるので，その点についても説明が必要である。

●義務者が納得して支払うことができるように，養育費の算定根拠等を示しながら，裁判官だけでなく，調停委員からも説明してもらっているところである。養育費を支払うかわりに面会交流を求める義務者もいるが，面会交流が養育費の支払の条件となるわけではないので，その点についても十分に説明し，納得してもらっている。

○養育費を一括で支払う代わりに，支払金額を安くすることは可能か。養育費の不払のリスクを考えると，一括で支払を受けることにはメリットがあると思われる。

●合意があれば一括払いも可能であるが，子どもの生活費は毎月必要になることを考えると，一括払いよりも月払いによるべきであると考えられている。また，一括払いで合意した後に，収入が変化したり，子どもが亡くなってしまう等の事情変更があれば，改めて変更のための手続をとらなければいけないリスクもある。

○履行を確保するため，2年間分の養育費を一括して支払う旨の合意がなされたケースがあった。

○金沢において，妻が義務者となるような事案はあるのか。

●夫が親権を持っていて，妻に養育費を請求する事案もある。また，婚姻費用は収入の少ない方から多い方に請求するが，養育費は収入の多い方から少ない方に請求することも可能である。

○給料から養育費の天引きができるようになれば、履行確保の手段としては有効である。また、面会交流させることにより子どもに愛情を感じてもらい、履行を確保できる場合もあるが、一方で、子どもに関心がなく、会うことを希望しない義務者もいる。調停の際に、子どもと面会することの必要性について説明してはどうか。

●子どもに関心のない義務者は、調停でも説得しづらいことが多い。面会交流することにより、自分の子どもであるという認識を持ってもらうことは有益なことであるので、進め方を工夫したい。